

## 長野県地球温暖化対策条例（仮称）骨子 地区説明会 議事録

日 時 平成17年11月 7日(月)  
午前10:00～正午  
場 所 松本合同庁舎501会議室

事務局

（あいさつ、条例骨子の説明）

それでは、これから質疑応答に入らせていただきますが、その前に、先ほど検討会の委員さんのご紹介をしましたが、上條委員さんがお見えになっておりますのでご紹介申し上げます。よろしくをお願いします。

上條委員

上條です。よろしくをお願いします。遅れましてすみません。

事務局

それでは、質疑応答に入らせていただきますが、質疑応答の方法は、挙手をまずしていただきまして、こちらのほうでマイクをお持ちしますので、マイクを通して質疑をお願いしたいと思います。時間は12時までを予定しておりますので、活発なご意見をいただきたいと思います。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

県 民

と申します。

4点ほどちょっとお願いしたいんですけども、まず1点目は、このまま順調にいくと、条例の施行はいつ頃になるのかということ。

2点目なんですけれども、いろいろ義務付けというのが出てくるかと思うんですけど、それを達成できなかった場合は、最後の実効性の確保のところにあるように、単に氏名等の公表にとどまるのか、要するに罰則があるのか、ないのかという、これが2点目です。

3点目なんですけれども、24時間営業の事業者に対しての協定の締結なんですけれども、実際にここで指定の区域とか、営業時間とか、書いてありますけれども、どんな内容をイメージされたのかということですね、特に大規模小売店舗立地法との関係がちょっと分かりにくいということです。例えば、既に24時間営業を実施しているのに、その営業そのものをもう1回見直すことはあるのか、単純に24時間営業は既得権益として認められていて、その上で省エネタイプの機器に変更するとか、電力、照明等を省エネタイプのものに切り替えるとか、そういったものでの協定を結ぶというイメージなのか、そこをちょっとお聞きしたい点です。

4点目なんですけど、これが一番気になっているんですけども、交通・自動車利用に係る対策のところ、県はそのために公共交通体系の整備に取り組むということで、県が県自らに対して義務付けということで位置付けていますけど、これは非常に、やればすごく効果的だとは思いますが、どの程度まで考えられているのか。それで、具体的に、例えば県のほかの部局の仕事になっているかと思うんですけども、既にこうしようとか、そういう話が出ているのかということですね。これは単純に、例えば、この前飯田市でやったように、路線バスの最終便をちょっと延ばすとか、そんなレベルの話なのか、あるいは、

市電というか、路面電車の復活とか、今の段階の話なんですけども、そこまで少しお考えなのかという、その辺をちょっと聞きたいなと思います。

事務局

こちらで、お答えできる範囲でお話をしたいと思います。

最初の1点目のスケジュールの関係です。年内ぐらいに県民の皆さまからの意見をいただいたり、調整をいたしまして、2月議会に条例案として上程していきたいというのは事務局の考えであります。ただまだ皆さんが知らないぞとか、もっと説明会とかをいろいろやれとか、そういう意見があれば、事務局の考え方がすべてじゃないものですから、調整はあろうかと思えます。一応願望とすれば、2月議会に条例案をかけまして、動かせるところは4月から施行に入れればというように思っております。

2番目の罰則の関係です。意見もいろいろございまして、どうするのかと。例えば、後で条例の中に罰則を盛り込むというのは、非常に改正というのは難しいかもしれないので、形だけ作っておくというのも手かもしれませんし、その辺は今のところ委員さんたち、後でお答えいただけると思いますが、委員さんたちの総意は、罰則じゃなくて、やはりこういう行為で社会的に評価されたり、制裁を受ける、そういう形でいいのではないかとということで作られておまして、当面罰則といったことは、今後もう一度たたくことはあるかもしれませんが、今の段階では罰則というものを盛り込む予定は全くないということになっています。

3番目の協定の関係です。大規模小売店舗立地法の関係ですけれども、あれは単なる届け出になっていまして、特に地域の合意とか、同意とかというものが義務付けられているわけではありません。そういった関係から、それとの部分というのは基本的にも小売店舗も地域に立地する以上は地域の願いを聞くというスタンスは基本的には持っていると思えますけれども、義務付けではないという部分がありますので、特に問題とはならないのかなと。

協定は既得権益に踏み込んでいくのかというお話になりますと、基本的に既得権益に踏み込むことは不可能ではなからうかと思っております。ただ協定というのはここにありますように、地域と業者の方の合意が前提ですから、既得権益うんぬんという問題は、合意をしている時点でもうないのかなと。例えば、私たちは24時間営業をしてきたけども、今度は夜10時以降は開かないよと事業者の方が言うのであれば、それはそこで終わっている話かなと。事業者の方が24時間やるというのに、地域が、夜10時以降はやっちゃいけないと言って、話がまとまらないのに協定ということにはなりませんので、そういうことからすると、そこに踏み込むというよりは、皆さんと同意、アグリーメントが合ったものを、こういう約束をしましたということを皆さんに知っていただく。それを守っていただく。こういう業者はこういうことを考えているんだなということでご理解をいただいて、じゃ、そこで、例えば牛乳を買おうとか、そういうことで皆さんがそういう企業を評価していただいて、アシストしていただければいいんじゃないかなというふうには考えてございます。

4番目の交通体系ですけれども、確かに一から新交通システムを立ち上げるですとか、いろいろなことを頭の中では考えることができるんですが、なかなかやるとなると、投資額も相当莫大(ばくだい)になります。今、私どものところの、この県庁内にこの条例化をやっていくときに、ワーキンググループをつくっております、交通体系、企画局の交通政策課というところが扱っているんですけれども、そこにもメンバーとして入っていただいております。重々

承知しているんですけども、今後、これは理想的な姿だと思いますので、やはり現実との擦り合わせとか、できる範囲というのがありますので、そういったことで、気持ちはできる限りこういったものところへ向かっていきたいんですけども、どこまでできるか、そういった事務的な内部での詰めも経まして、委員さん方にご理解もいただく中で最終的な条例の案とか、そういったものに仕上げていきたいというふうに考えております。

ですから、これはやっていきたいんですが、できることとできないことがございまして、その辺、事業者の方ともご相談をする中で進めてまいりたいというふうに思っております。

黒沼委員

事務局の方から、最後の部局横断的な交通体系をどうするのかという話で、大変難しいお立場で話されました。検討委員の中で、この義務付けを入れるかどうかということで、大変議論が活発になりまして、だけど、皆さんの説明会というか、意見交換会を4カ所でやったところ、大半公共交通の体系を何らかの形で条例に盛り込められないかというご意見が多数ありまして、ただ県民の皆さまに公共交通に乗り換えるといううたい文句だけでは、それは絵に描いたもちになるのではないかとということで、やはりこういう非常に財政が逼迫（ひっぱく）し、地方にお金が流れてこない現状ではあるけれども、総合的に交通システムを、脱温暖化という観点から体系を見直すことは絶対に必要であると。ただ目先の5年、10年じゃなくて、20年、30年先に、特に中山間地の長野県で交通体系を見直すということは、これはCO<sub>2</sub>の削減に大変貢献するというので、ぜひこれは入れよう。

その内容で、1つは研究会を立ち上げるか、協議会をやるかとか、いろいろ議論は出ましたけども、そこに参加した全員の一致を見まして、環境整備をするという、そこで妥協したわけなんですけど、これは今後、検討委員の全員も見守り、しかも皆さまのご意志、ご要望、力が形にしていけるといいますので、ここまでしか現在はなんですけど、でも、内容を膨らませることは今後いくらでもできるんじゃないかと、私はそんなふうに思って希望をつないでおりますが、ご意見を聞かせていただきたいと思っております。

上條委員

上條ですが、条例の施行の状況なんですけど、今ここに、表紙に書いてある通り、骨子の段階なんです。まず、この段階で意見をお聞きします。さらに意見を聞いた後、その意見を集約して、要綱というものを作り、また意見を聞くことになるといいますが、さらにそれが進んで条例という法的拘束力を持つような形になって、それをまた意見を聞いた上で議会にかかるというような、そういうサイクルを経ていくんだろうと思います。早い方がいいんですけども、拙速で県民の意見を聞かずに勝手に作ったなどということになると、その後の、共に条例を守っていくというようなことも難しいので、中身を充実させながらいいものを作っていくということで、協働で作成する作業をこれから皆さんと一緒にやっていこうと、こういう話だと思います。

それから、義務付けの点なんですけど、これを見ますと、努力義務というのと義務付けというのと2種類ありますが、努力義務というのは字のごとく、そういうふうに努力しましょうねという話で、仮に違反したからといって、何らかのペナルティーといいますが、プラスマイナスがあるというようなことではなくて、道義的責任といいますが、政治的責任と、こういう問題になるかと思っておりますが、義務付けというのは、何らかのペナルティーが付随するというよう

な、そういうような理屈になるんですね。

ただ、厳罰化するとか、重税をかけるとか、それによって強制的に実現を図るといふようなことも1つは考えられるんですね。しかし、やっぱり県条例ということで、法律と若干違ふと。議会制定法という点ではレベルは一緒なんですけど、都道府県での条例ということになりまして、やはり重いペナルティーで施行していくという、実現を図るといふようなことはなかなか難しいのかなというふうに思われるんですね。ほかの条例などもそういう面が強いと思うんですけど、やはり県というのは国に比べて県民に密着した、そういう地方公共団体ですから、あまりそういう重いペナルティーを課するといふような手法を用いずに、やっぱり県民の理解を得ながら、やっぱり温暖化をどうしてもストップしなければいけないから、みんなでやろうねという、こういう意識改革をしながら進めていくといふような側面が、国に比べるとやっぱり強いと思うんですね。

そういう点で、公表といふようなことで、そういうような法的な結果を伴うような義務付けといふのがやはり一番妥当だと思われて、そういうふうな方向でこの骨子はまとまっています。もちろん懲役にしろとか、違反したら重税を課せといふような、こういうご意見もあろうかと思うんですが、本当にこの温暖化の問題について県民挙げて取り組まなければいけないんだよという、そういう意識が働かなければ、厳罰化とか、重税化だけでは解決しないと思うんですね。

そういうことで、県民がみんなでこういうことを達成しようねということで、公表といふことを1つの法的な効果として検討したということです。検討会の過程ではいろんな議論が出ました。しかし、こういうところで今のところは集約しているわけですが、県民の皆さんからどういう意見が出るか、そういうことも参考にしたいと思しますので、いろんな意見を言っていただければというふうに思います。

それから、24時間のイメージですが、日本は営業の自由という考え方が割と強いんじゃないかなと思います。表現の自由なんかは結構制限されているんですけど、看板の自由はありますし、何でもかんでもできるといふような、そういう営業の自由、本当は民主的な自由というのが重要だといふふうに言われているんですが、営業の自由が非常に幅を利かせている国だと思います。

24時間についても制約はないと。風俗営業なんかで何時以降はやっちゃいけないといふのはありますけど、パチンコ屋はいけないとか、そういうのはありますけども、一般的な営業行為は、そういう時間的制限といふのはあまりないんじゃないかなと思います。それは既得権といふべきか、営業の自由といふべきか、そういうものが幅を利かせているお国柄です。

これについて、やはり踏み込むといふわけではありますが、いきなり24時間を規制するといふのは、やっぱりなかなか難しいと思います。長野県のある地域では、11時から朝の6時まではやらないでおこうねという、そういう地域協定があるところがあるんだそうです。そういうような地域の協定をほうぼうに作って、そういうことについてやっぱり考え、かつ、なくしていくといふような方向で進めるのがやはり一番いいのではないかというふうに思うんです。いきなり何時から何時までは営業してはいけないといふふうにしたら、ちょっと憲法の関係で、営業の自由の関係で憲法違反の可能性が出てきちゃうかもしれないと、こういうことなんですね。

それを、既得権は保護するのとか、こういうふうに一面で見られるかもしれ

ませんが、既得権という考え方よりも、憲法上の営業の自由との調整をどのようにするかということだと思っんですね。それで、協議会をつくって、やはりみんなで協議して、その地域ではやっぱりやめよう。住民もそう思っているし、業者も同調すると。その地域でそういう協定を結んでいくというようなことでやると。

だけど、それは自然発生的にはなかなか生まれないかもしれないので、県はそのために努力をするとか、やると、こういうことで、そういう地域エリアを増やしていくというようなことだと思います。それから、協定の内容についても、いろんなタイプがあると思います。それは各地域で考えていただくということになると思います。

それから、公共交通、これは本当に大事で、たぶん二酸化炭素で一番、事業も多いかもしれません。もう終わりにしますか。あまりしゃべり過ぎると・・・、やめます。

黒沼委員

皆さん、もうご存じだと思いますが、家庭からの二酸化炭素の排出量が、30%を超える自家用車からのCO<sub>2</sub>の排出があります。それから、あと、1990年に比較して、2003年の国土交通省が出している統計から作ったものなんですが、自家用車と社用車でもって半分を占めているという、CO<sub>2</sub>の排出を占めているという状況であります。

宮本委員

今、黒沼委員と上條委員にほとんど言っていたんですが、24時間営業は、まさに私どもの願いでもあるわけなんです、私ども、県民とそれから事業者と話し合いの中で、お互いにお互いの立場を尊重しながら、理解した上で協定が結べたらいいなという希望も込めているわけです。

それから、公共交通体系の整備もそうですが、今、黒沼委員さんが言われたように、本当に今はまだこういう整備に取り組むという気持ちはあるんですが、まだいろいろな面で整備されていないと思います。ですから、これは絶対に必要なことですので、これから内容を膨らませていけたらよいと思います。よろしくお願いたします。

事務局

さん、よろしいでしょうか。

県民

質問というんじゃなくて、意見という感じなんですけども、例えば長野県とか、その中の市町村で温室効果ガスの排出量を実際算定しようとする、実際データってないと思うんですよ。私も中部電力とか、いろいろなところに散々問い合わせても、結局案分するしかない。人口で案分するしかない、そんなような状況だと思うんですよ。

そうすると、せっかく一生懸命努力しても、なかなかその数値って、そういうローカルなレベルで反映できないと思うんですよ。そうすると、やっぱりせっかく目標を立ててやるんでしたら、なるべくリアルなものでその辺が返るように、例えば、エネルギー供給事業者に対して、その辺に努力義務なのか、分からないですけども、少しでもローカルな、細かなデータを出すように持っていければいいと思うんですけど、確かに統計上は今現在はないと思うんですけど、少なくとも個別のお宅から請求してやるんですから、それは人手をかければできないことはないと思うんですよ。例えば安曇野市の総電力使用量みたいなことで出てくると思いますので、この条例の施行に合わせてそういう仕

組みづくりというのがぜひできれば、そのことによって達成状況を随時報告して、やることの励みにできればというのは、ちょっとこれは意見としてお願いします。

事務局

今のお話なんですけれども、経産省エネルギー庁（経済産業省資源エネルギー庁）ですか、市町村単位ぐらいは出したいということで今やっているようなんですけれども、いかにせんデータが及ばないと。まだ検討途上で、いつできるかわからないと。つまり、例えば中部電力についても、長野県より大きなエリアで動いていますので、ですから、日本というのは島国なので、化石燃料の輸入量というのは把握できるのかもしれないんですが、中へ入った後、どこで消費されるか。例えば車だと、長野県は観光地だから、ほかの県から来て、長野県内を走り回って消費した。どこにカウントすべきなのかという、そういう問題も出てきまして、今、中部電力だけではなくて、ガスもみんなそうなのかもしれないかもしれませんけれども、県もなるべく早く出したいということでやっています、例えば、電力とガスと化石燃料とその辺を把握するだけで大体温室効果ガスの発生量の9割程度が把握できます。ですから、それ以外のメタンとか、そういうのをどうしようとするのは難しいんですが、人為的に出る分は9割ぐらいはそれで把握できますので、大きなところは石油商組合に聞くとか、中電さんにもう少し努力をしていただくとかということであれば、大ざっぱ、正確ではないんですが、ある程度のものは1年遅れぐらいで把握できると思います。

今、県のホームページに、遅いということで、2004年度のエネルギー販売量についてという速報を掲げてあります。電力、都市ガス、LPガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、それだけなんですけれども、約9割ですから、目安にしてみてもどうですかということで掲げてありますので、正確に出すのは本当に望ましいことなのかどうか分からないんですけれども、それこそ関所を設けて、ここから入ってくる車のガソリンは何リッター入っていたと、給油をいくらしたと、出るときに何リットル残っているか、じゃ、長野県内でどのぐらい使ったんだねというところまで必要なのかどうかという問題になってきますので、これが地球環境の世界的な、グローバルな問題ですので、あまりセクシヨナリズムにとらわれないほうがいいのかな、みんなでやっていく中でこういう目標を立ててこうやってやって、私はこれだけ減らしましたということを自分で把握していただくということが大切なのではないかなと。ただ言われるように努力はしておりますし、県も何とかやろうとしているんですが、なかなか進まないということでご理解いただければと思います。ですから、この9割程度は把握するということだと思います。

黒沼委員

例えば、日本の面積1km<sup>2</sup>当たりの台数は、世界で第1番です。長野県とか群馬を見れば、たぶんこの日本の平均より、ここで出している台数よりはるかに多いのではないかと考えております。それを今いろいろ事前にお話ししましたら、長野県のデータというのは面積で人口も分かっているので分かるんじゃないかということで、こういうグラフ、皆さんが研修会だとか、いろんなことで活用していただくことは可能ではないかと思っています。

ただ、今、竹松さんがおっしゃられたように、細かいデータで信用性がどうたらと言われると、そここのところに問題が出てくるのではないかというご発言でしたが、部分部分においては出てくるんじゃないかと私は思っております。

上條委員

先ほどのご提案は、各市町村ごとに、例えば中部電力で配電される電力量は年間どのくらいかというものを毎年出していったら、結構いい指標になるのではないかという、こういうご意見だったと思うんですが、例えば、配電なんていうのは、電柱なんていうのは市町村ごとに配置されているわけじゃないと思うので、1本の電線のところから、ここから安曇野市で、ここから松本市というような、なかなか区分けて難しいんじゃないかと思うんですよね。だから、果たして正確に出るか分からないので、ある程度うんと大ざっぱなものだったら出るかもしれないんですが、その程度のものだったら出るかもしれないという感じで、そういうのだけでも出してもらえるのなら出してもらうというのでもいいんですが、ただあまり正確なものは出ないかもしれませんよね、安曇野市の年間で。

黒沼委員

そういうことを言っているんじゃないんじゃないですか。

上條委員

そういうことをおっしゃっているんですよね。

県 民

今のお答えは、私も中部電力で同じような答えをもらっています。ただ実際請求は、1戸1戸の家庭から何kW使いましたと出てくるわけですから、素人考えて、その辺ができないわけではないと思うんですよ。確かに事業所は企業秘密とかいう問題がありますけど、それは事業所統計と同じように、Xとか、いろんな表現の仕方は出てきますので、そういうことはできるのかなと。ただ車とか、移動するものは難しいですけども、少なくとも県内のガソリンスタンドとか、そういうところの中やらを、こういう条例をきっかけにして集める体制ができないのかなというのは、私の意見なんですけども。

上條委員

各家庭の消費電力量を積算することによって、安曇野市では年間これだけ使ったよという、そういう数値を出すことはできるんじゃないかと。

県 民

それと、本当は事業所と、実際電力は事業所の方も家庭と同じような扱いを受けたりとか、そういうのがあるんですけども、そういう請求ベースで何かそういうのができないのかなと。

上條委員

そういう正確な数値が出れば、去年よりも少し減ったねというようなこと、あるいは、増えちゃったからもっと努力しなければいけないねというようなことは分かり得るんじゃないかと、こういう話ですよね。

県 民

そうです。あと、なるべくリアルタイムで、国の方だと2年前のやつが出てきたりとかしますので。

上條委員

それは、たぶん中部電力とか、電力供給業者と話をしないといけないことだと思うんですが。

県 民

この部分のエネルギー供給事業者のところに、ここに何か少しそういうものが出てくるといいなと思って。

上條委員

面白いご提案だなというふうに思っていて、またそういうのは検討しましょう。

事務局

ほかにごありますか。お願いします。

県民

安曇野市の と申します。

まず、骨子の目的ですけれども、 さんとも関連するんですけども、ご存じのように京都議定書で2010年までに日本は6%削減目標ということで国際的にも約束したわけですよ。それが、2012年までですね、長野県の県民計画では、2010年までに6%削減という目標だけけれども、実際には15%増えて、21.3%削減することが目標ですよ。今2005年ですよ。

それで、私、今日のを聞いていて、どこにも数値的なものがないんですよ。本当にこの条例で県民計画である21%、1990年レベルに比べて、それだけのものができるかどうかという根拠がちょっと感じられなくて、それに、

さんの言ったように、例えば、何をどうしたら何%減るんだと、だから、県民計画である21.3%ですか、5%ですか、それがいけるという、それがないと、本当に絵に描いた餅で、実際分からないんですよ。

ですから、ぜひ さんの言ったようなデータですよ。例えば、電気はこれだけあれば何パーセント減る、自動車はこれだけあればCO<sub>2</sub>がどれだけ減るとか、県産材を使えばどれだけ減るとか、ある程度憶測なりでは出ると思うんですよ。それをやっていかないと、県民計画でこうやって数字をやっていても、条例ではそこに対する根拠がないと思うんですけども、それについてどのように考えて、本当に県民目標計画について考えてこの条例を作っているのか、その根拠をちょっとお聞きしたいんですけども。

上條委員

今、詳しい数値を条例の条文の中にきちんと織り込めと、こういうご意見だと思うんですが、たぶん条例の条文上にそういう目標数値とか、そういうのはたぶんうたわらないんですね。基本的な枠組みをつくるというのが条例の目的です。それを実施するのは、さらにその下に規則とか、要綱とか、また作ることになるかと思うんですが、そういう中で、やっぱり具体的な実施をしていくんですね。

その一番骨になるものが条例なんですけど、その条文上にはうたわなくて、前文の中で、この骨子案の1ページ、これが前文で目的になるわけですが、こういうところにやっぱりうたうということになるのかな。そういうような構成になると思うんです、一般的には。

ですから、決して条例の条文上に何%削減しなきゃいけないということはどうも、別にやる気でどうかというようなことにはならないというふうにご理解いただきたいと思うんです。

県民

それはいいと思います。ただ県民計画というものがあいながら、それとの整合性が、条例との、ちょっと私には分からなくて、条例はあくまでも県民計画を遂行するためにこの条例を作っていくという基盤があると思うんですよ。そしたら、前文の中にこういった数値を、前提となる、背景となる数値を入れてあるんだとしたら、このとおり目標としてやりますよということ、いわゆる前文として入れても、これはいいんじゃないかと。それでないと、さっき さんが言ったように、数値的な裏付けがなくて、どうしてこの県民計画なんてい

うのが出てきているんだと。

だから、条例と計画をあくまでも、私は一体化したものだと思いますし、ですから、そここのところを、数値をもっと、根拠を持ったものをすべての項目に対して入れていただいて、おおよそで構わないんですけど、だから、これに近づけるんだよと。条例には、これは当然、条文には入りません。いわゆる前文でいいですから、そういったことを説明、今日も説明がなかったものですから、ぜひそれを説明していただきたいというのが希望です。

上條委員

実はそれは入ってしまっていて、3ページなんですけど、それはもう既に検討会でも議論しまして、3ページの3の地球温暖化対策推進計画の策定という、そういう章が入ります。そのaなんですけども、「県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を定め、公表する。」その下に解説文がありますけれども、当面は、また改定されるという意味で、当面はということなんですけど、「2003年4月に策定された「長野県地球温暖化防止県民計画」を「地球温暖化対策に関する計画」とみなします。」ということで、その計画とこの条例の関係は、ここで明確にうたってあるということでご理解いただきたいと思うんです。

法律の形式には、地方の場合には条例が一番、これは議会で制定しますが、さらにその下に規則とか、要綱とか、要領とか、いろいろな規範、ルールがあるわけですが、計画というのもここにあるわけですね。今までは計画だけを言っていたわけなんですけど、それだけでは根拠がないと。今回条例を作って、その条例と計画との関係を明確にすることもこの条例の目的です。ここで、この条例の目的としてこの計画を定めるということに、今存在している県民計画を充てると。もちろんこれから改定されていくかもしれませんが。ということで、ここで明確にうたっておりまして、ここで両者のリンクが明らかになると、こんな感じなんですけどね。

県 民

だから、それはそれでいいんです。ですから、数値的な、今回の条例のいろんな規制がありますよね。その中から数値的なものは今聞かれなかったものですから、そういったものもぜひ説明するときに言っていただかないと、計画では本当21%ですよ。それだけの高いものがありながら、この条例で本当にできるのかなと、そういった疑問があるものですから、ぜひ数値的なものを出していただきたいと。

事務局

今、上條委員からお話があったように、計画が先にできているんですけど、条例ができると、法規とすれば、県の最高法規としての条例が上にまいます。ですから、県民計画があるから条例うんぬんということではなくてなってしまう。それが1点でございます。

ですから、それで、条例というのは基本的には、国でも時限立法ということで5年とか、10年という期間を区切って法律化するというのもございますけれども、基本的にそういうことを目指しておりませんので、2050年度という最終目標に向かって普遍的な原則を盛り込んだものを条例の文言として、条文として載せていきたいというのが1点でございます。

ですから、このスタイルからいきますと、条例が今度は最後、一番上に乗ります。それは、今おっしゃられたように、県民計画といったものをベースに置いてできてきたものでございますので、ただ、それで今度県民計画が条例の中

に位置付けられて、非常に力を持ってくと。

先ほども申し上げましたけれども、どのように減らしていくか分からないといった部分で、県は現状とか、計画を立てて、実績はどうなったかというのも、もちろん皆さんの方にお示ししますし、ガイドラインというのは、そういう目標を立ててでは駄目だったときに、あるいは、県民の方が行動をしていくときにどのようにしたらいいかというよりどころみたいなものにもなりますので、そういったツールをいくつか利用する中で目標を目指していきたいと思っております。

これが非常に、計算すればある程度出るだろうというのは、おっしゃるとおり、ある程度計算はできているんですけども、例えば変な話、電力の原単位というのがあります。原子力とか、水力とかをやっていると、CO<sub>2</sub>の排出量というのは減ります。電力業界は1990年対比で2012年までに20%、原単位を減らすという目標を立てておまして、今10%ぐらいです。ですから、同じ電力の使用でも、ひょっとして電力業界がやったとおりになると20%減りますので、そういったものも加味した中で最終的な評価をしなければいけなくなるんですけども、そうすると、移動座標中に移動する世界になってしまいますので、非常に分かりづらいと。

ですから、示し方はまた考えますけれども、この県民計画をベースに置いて、どのように今度は2010年度という県の目標に向かってやっていくかという部分については、今度はこの条例ができた後の運用のスタイルの中で指針、ガイドラインを作ったり、皆さんにお願いする部分、施策の中で反映していきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をいただければ、大変ありがたいと思います。それで、全然駄目だということであれば、今度は条例のメッシュを細かくして、皆さんに努力していただくという道筋も考えていくと。ですから、当面はこの条例で、皆さんの自主的なご協力をお願いして、次のステップとして、またいろいろ考慮していきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局

どうぞ。

県民

すみません。とひいます。

さっき出たことなんですが、ちょっと分からないので教えてください。事業活動の24時間営業というのは、とてもたくさんの項目に分かれて書いてあるんですが、基本的にはやっぱり24時間営業というのは自肅あるいは、なくしていこうという考え方に立っているんでしょうか。まず、その1点を教えてください。

黒沼委員

基本的にはそうだと思いますが。

県民

すみません。それが、ちょっと私がよく分からないのは、県民計画という名前です。たぶん環境に意識の高い人はそういうことは当然と考えられると思うんですが、24時間営業によって受益者もいるわけですよ。要するに、私は何が言いたいかというのは、営業の自由というようなことをさっきおっしゃったんですが、営業活動というか、経済活動というのは、買う人と売る人がいるものですから、やっぱり労働環境とかということも見ますと、昼間働いて、夜休めるという人だけじゃないわけですよ。だから、ライフスタイルの多様性

というものを保障していく上で、夜に開いていて助かる人たちもたぶんいると思いますので、そういった消費生活まで踏み込むところで私がちょっと疑問に思うのは、そういったニーズとか、あと消費行動というもの、あるいは、労働の環境とか、そういう個人の権利みたいなものもあると思うので、その点をどういうふうに配慮されているかということがよく分からないんですが、教えてください。

黒沼委員

このことでは、前の県民計画で24時間の、ライフスタイルを転換しようという、そういう提案と、それから、例えば自販機でもって、山の中、美ヶ原の山の中とか、例えば、私が行っている青木村の全然人がいないところにぼつんと立っている自販機がたくさんあると。そういう屋外に、全然ニーズがないのに立っているのはどうかということで、皆さんの総意で、やはり昼間働いて、夜誰もニーズがないのに電力を消費して、その営業スタイルはやはり考えなくちゃいけないんじゃないか。皆さんに本当にどういうライフスタイルを今後持続可能なライフスタイル、暮らしやすい、しかも、皆さんにこの地球を、快適なそういう生活を持続していくためには今のままでいいのかということ提案するためにこのことをあえてやるのではないかとというのが県民計画のうたった内容でした。

ところがいろいろ、さっき　さんがおっしゃられているように、今現在ニーズがたくさんあると。その中で営業権やニーズと、だけでも、今、上條委員さんがおっしゃられたように、生存権というんですか、私たちがずっと持続可能にここに住むための生存権と同列に営業権を言っているのかという問題をやはり問題提起したいということで、あえて言わせていただきました。

本当に皆さんが生存権よりも営業権のほうが重要だと考えるのであれば、それはあれだと思いますが、だけど、今こういうグローバル化の中に、一律に山の中でも、屋外でも自販機があるというスタイルは本当にいいのかということの問題提起するという意味で、皆さんにここをやっぱり協定というような形で書いて書かせていただいたわけなんですけど、どうでしょうか。

上條委員

24時間営業というので、どれくらい夜もうかっているのかという、こういう話があって、そんなに利益はないと、需要はないと。かつ、強盗の危険とかがあるというのでセキュリティをしっかりとしなきゃいけないとかそういう問題で、だけど、ほかもやっているから自分もやらなきゃいけないんだという、そういう強迫観念にかられてやっているようなところがあるのかもしれない。

本当に24時間のニーズというのはどのくらいあるのかという、ライフスタイルのこの辺で、本当に夜中まできちんと、そんなにやらなきゃいけないような必要性というのがあるのかということをやっぱりじっくり考えてみる必要もあると思います。

それから、もっと翻って考えてみるならば、温室効果ガスを減らすというのは生活スタイルを変えなきゃいけないよという、そういう問題提起だと思うんです、そもそも。例えば、各自宅でも、リビングは非常に広くて、吹き抜けになっていて、非常にゆったりしていると。リラックスできますと、こういううたい文句で家を造るんですけど、冬なんか暖房をすると、暖房の周りの素材にもよるのかもしれませんが、結構エネルギーを使う可能性もありますよね。確かにリラックスできるから自分の空間として欲しいというふうに思う

んだけれども、果たしてそれでいいですかというような、そういう問題提起もあると思うんです。

だから、快適な暮らしだけを追い求めて好き勝手にやっつけていいのかという、やっぱりそういう、今、委員からもそういう話が出ていますが、そこにやっぱり問題提起が行くと思うんですね。だから、24時間、夜買う人が何人かいるとすれば、その人たちのためにやっぱりやるということは保障してあげなきゃいけないんじゃないですかというふうに一方で言われる方もいらっしゃるけれど、その必要性も吟味するし、さらに、そういうような生活スタイルを今までどおり続けていいのだろうかということを私たちはやっぱり考えなきゃいけない。それを県が条例を作って率先してやるんじゃないくて、県民全体でやっぱり考えて、この問題に本気で取り組まなきゃいけないという、そういうことだと思うんです。

だから、そういう意見もあることは承知しています。私、車に乗りたいと。いくらバスが走ったって、自分で車に乗りたいよという人がいるかもしれないけれど、本当にそれでいいですかと、そういうことをやっぱり、私も車に乗っていますけど、そういうことをやっぱりみんなで考えなきゃいけないし、本気で考えなきゃいけないと、こういうことだと思うので、そういう意見があることは重々承知しつつ、やっぱり考えていきたいと思います、こういうことだと思います。

宮本委員

今のお話と同じですが、コンビニさんの業界の代表の方にお話を聞いたときも、コンビニは青少年のセーフティーステーションになっているとおっしゃっていたんですが、その裏を返せば、夜中に青少年が本当に町の中をうろろろしていいものだろうか、本当に人間らしい暮らしをしているのだろうかと考えていただくのもいいかと思えます。私たちが当たり前の暮らしを、夜眠って、それから、明るいときに働くというような、これが普通の暮らしだと思うんですが、今は24時間働いている方もいらっしゃるって、一部の方は24時間営業のお店を必要としているかもしれないかもしれませんが、多くの方は夜中の2時、3時は必要ないんじゃないかなと思っていただく機会になればいいかなと思います。

それで、そんなことを考えながら、やっぱりこの地域に合った、私たちの地域ではどうだろうか。もしそういう協定を結びたいというような話がどこから出たら、事業者の方とそれを利用している人たちと、よくじっくり話し合う機会にしていいただければいいんじゃないかなと思います。

まさに地球温暖化は目に見えて進んでいると思います。私の家でこたつを出したのは、ついこの間の、11月の5日なんですけど、昔は、私が若い頃は9月のお彼岸のころに出していました。それだけやっぱり地球があっただけなくなってきているんだなと自分で思うんですが、それから、イチョウも11月頃になると真っ黄色になっていましたけど、黄色いイチョウも見えますが、まだうちの近所ではきれいな真っ黄色の黄色にはなっていません。だから、これも何か温暖化の影響ではないかなと思っているわけです。まだ私たち一般の県民はあまり危機感を持っていないと思うんですけれども、やはり真剣に取り組まなければいけない時期に来ていると思っております。

県 民

国の温暖化対策推進法とか、計画とか、大綱も出ていますね。ところが、現実もうそれではとても追いつかないような現状になっていると。そこへ、この

県の条例が出てくると。国のそういう法律とか、大綱がなぜうまくいっていないのか、そういう原因と、それに対してどうするんだということが、県に下ろして条例の中にどういうふうになんか盛り込んであるのか。同じような考え方でやったんだとすると、全く国の場合と同じで、相変わらず惰性的になるんじゃないかと。やっぱりそういう原因をきちんとつかんで、それを是正した形で県の方に下ろしてくる、それが基本的な考え方じゃないかと。その辺が、これは希望です、それをきちんとつかんでいないと、同じ繰り返しになると。

それから、もう一つ、先ほどから県民、県民の意見というのが出てくるんですが、例えばごみの分別なんかは、町内会まで県の人とかが入り込んで説明会をやっていますね。ところが、温暖化についてそういうことをやっているのか、やろうと考えているのか、県民、県民の意見と言われているんですが、あまりそれが反映されていないと。もっとごみの分別、あれは成功しているんだと思うんですが、同じようにもっと踏み込んだ、本当にお願いなし、説明でもいいんですが、そこまで下ろさないと、どうもやっぱりうまくいかないんじゃないかなと、これは希望です、2件とも。ぜひその辺を配慮いただきたいなと思っています。

## 事務局

国の反省を踏まえた上で、通常ですと国の施策、それは県にこうしましょう、市町村にこうしましょうというように流れてくるんですけども、根本的に国の京都議定書目標達成計画と県の計画の異なる点は、国が行っているのは、国際的なルールにもものとして森林吸収量もカウント、日本は6%の中で3.9%分認められております。ですから、森林整備といった部分は、国はやっておりますし、クレジットの購入も可能になっています。もともとが6%、6%マイナスの国の計画のうち、クレジット等を除いて、自分たちでやる部分というのは0.5%しか考慮されておりました。8%ぐらい増えているという現状の中で、国はどうするかというと、あまり強いことはできないだろうという形で、ひょっとするとクレジットの購入に走るということで動きそうな部分があります。

ですから、県と国というのは、国は国際的なルールの中で世界的に約束した6%、2008年から2012年までの間の、それを達成するためにそういう手段をいろいろ講じていくんだと思います。県の場合には、森林整備は森林の公益的な機能もあるので、大切なので頑張りましょうと、ただ吸収量としてはカウントしませんということを言っております。ですから、作りが全く異なっておりますので、ただ、先ほどもご説明申し上げましたように、車の利用というのは非常に多くなっているものですから、生活の中でできる部分、ご協力をお願いする。また、その結果がどうなったかを検証する中で、また次のステップをお願いして、目標達成に向けて進めていきたいということをお願いしてきています。

ですから、国が方向を出して、県にこうせえということになれば、それに伴って条例も変わる可能性もありますけれども、一応今はフリーの中で、県が考えて、委員さんたちがこれがいいことだとおっしゃられたことをすべて盛り込んで、達成に向けて努力していきたいということ考えております。

2点目のごみの分別の関係なんですけれども、たぶん家庭用のごみというのは一般廃棄物ということで、市町村の責務としてそういったことが定められておまして、市町村が市町村の施策として、たぶん各家庭にご説明に出向いているんだと思います。私どもも、これが県民の皆さまですとか、皆さんで条例

に協働してということによっておりますので、みんな知らないよと、こんなもの、まだ条例化するには早いと、もっと説明せえというお話であれば、県の中には出前講座ということで、資料も県が持って、必要なところへ行ってご説明するという仕組みもございます。それすらもあまり知られていないかもしれませんけれども、ご要望があれば、そういったことで行って、皆さんに直接お話をさせていただく機会も制度的にはありますので、そういったものをご利用していただきたい。

ですから、そういう中でまだ足りないという声がたくさん上がるようでしたら、私どもは事務レベルでは4月1日から何とかは思っていますけれども、それがすべてではございません。皆さんにご協力をいただくということが一番の目的でございますので、そのために期間が遅くなろうと、何をしようと、何をしようとするのは変ですけれども、そういうことで進めてまいりたいと考えておりますので、いろいろご意見をお伺いいたしましたので、また検討はいたします。ただそういう背景があるということだけはご承知おきいただきたいと思っております。いただいたことは、重く受け止めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

上條委員

後の方のことについて、実はやっぱり長野県が今条例を作ろうとしてこういう検討会をし、各地で説明会をしていますよ、皆さんも一緒に考えましょうということを県はアピールしていないと思うんですよ、はっきり言って。それは、私、ほかの説明会にも出たときやっぱり意見が出て、私はやっぱり県のアピールが全然足りないということを言ったんです。県民は知らないもの、この話。はっきり言って知りません。それで、出前講座をしますなんていったって、知らないところに何で出前講座ができるんですかということなんですよ。要するに、この問題は待たないでしよう、やっぱり。本気でやらないといけない。県民がその気にならなかつたら、絶対実行できないと思うんですよ。

私はいいチャンスだと思うんです。来年の2月に条例を制定したいということで、この数カ月間、みんなで一緒に考えましょう、どうしたら減らせますかというのは、そういうことをやっぱり伝えるべきだと。ところが、県はそれをやっていないんですよ。私はやっていないと思う。それで、私はテレビで短い時間でもいいからテロップを流して、こんなふうにはやっています、皆さん、どう思いますか。有名な女優なんか呼んでこなくてもいいから、きちっとアピールしろと。テレビを使う、それから、新聞を使うという意見もありましたね。だから、テレビとか新聞とかを、あまりお金を使わずにやれと。私はそういう意見だったんです。それは必要だったらやりますじゃなくて、私は必要だからやりなさいというふうには言っているんだけど、やっぱり条例作りをする段階でやっぱり県民に訴えてしてもらおうと、できてから守ってくださいというんじゃない、県民は「そんなん知らん」と言いますよ。だから、作る前に、皆さん一緒に考えましょうという、そういうアピールをぜひやってもらいたい。それは県政の予備費からお金を出して、予算がないと思うんだけど、予備費から出してやっぱりやる、アピールすべきだと思います、それ。必要だったらやるじゃなくて、必要です、やっぱりそれは。と私は同感です、全く。

宮本委員

今の上條さんの意見と同じで、長野の会場でもそのようなお話が生まれて、いろいろとアピールの仕方がまだ甘いのではないかとということで、地域のケーブルテレビとか、それから地域の新聞とかそういうところで、こんなことをや

っていますというアピールもしていただく、今まさに、すぐにでもやっていた方がいいんじゃないですかと県にはお願いしてありますので、たぶん今月中にはアピールの文言が出たり、画像が映るかとか期待はしていますが、今までもご意見はメール等でいただいているんですけれども、まだこれからもしどしどしご意見をいただいて、私たち委員だけではなくて、皆さんと一緒にこの条例を、実効性のあるものを作っていきたいと思っておりますので、またご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

事務局

すみません。一番後ろの方のほうが早かったので、次にまたお願ひします。

県民

すみません。2～3点、希望も込めて意見を述べさせていただければと思うんですが、先ほどから質問もいろいろ出ていたんですけども、ぜひこの条例を県民に分かりやすいものにしてほしいなというふうに思っています。先ほどご質問の中に、さんとか、さんの質問の中でも、数字的根拠がないかという話もあったんですが、ぜひ県民の方に、これは事業者も含めてなんですが、例えば、電気を1時間止めたらこれだけ減りますよとか、例えば、ここの間伐を進めたら、これだけ減りますよとか、そういったものを分かりやすいような指標で示すような、これは条例でうたわないということかもしれないですけども、施策の中で盛り込んでいただければありがたいなと、これが1つです。

それと、あと、この中で、条例の骨子案を見ると、排出、排出ということで、排出ばかり取り上げられているんですが、話の中で森林づくりとか、再生可能エネルギーの利用とかがあるように、長野県自身は潜在的には非常に大きな吸収量というのを持っていると思います。先ほど国レベルで6%削減とか、いろいろ大きい枠の中でとらえるんじゃないという話も出ましたが、まさしくそのとおりで、大きくとらえる必要はないので、この地域だけでこれだけの排出量がある。もしくは排出量の反対にはこれだけ吸収できる可能性があるというあたりもぜひこの条例を具体的に進めていく中では数値として表していただければなと。

そこで、ちょっと、私、引っ掛かったんですけど、森林の吸収量は今回カウントしないんだというのがあるんですが、長野県の場合、これを見ると、ここにありますように、78%を占める森林ですね。森林づくり条例というのでも作られていますよね。これで補助金もいろいろあるでしょうけども、間伐を進めた森林からはこれだけの吸収量が取れるんだというようなあたりを具体的に示しているとか、あと、これだけ急峻(きゅうしゅん)な川と山を持っていますから、水力発電を、ダムを造るのはどうかというような知事さんの意見もあると思いますけど、水力発電を進めればこれだけ減らせるんだとか、そういった吸収面でのアプローチというのでもぜひこれから考えていっていただければなと思います。

この条例自身は、最終的には県民益につながらないといけないと思うんですね。その中で24時間営業というライフスタイルをどうだこうだという話も出ていますが、それ以前に、長野県はこれだけの自然を持っているものですから、これだけ吸収できるんだと。これだけ吸収できるところによそから移住して住みたいとか、企業が誘致したいなと思えるような条例に、もしくはこれは規則の中でうたうのかもしれないかもしれませんが、仕上げていただければありがたいなというふうに思います。ちょっと希望を込めてですけど、この点に対してご意見をいただければなと思います。

県民に分かりやすくということで、この減CO<sub>2</sub>プランの1枚裏、裏表紙から1枚前、7ページのところをご覧いただきたいんですけども、ここでも家庭でできる温暖化対策ということで、冷房を1度高くしたらこうなりますよというようなことで、いくつか書いてございます。ただこういったことでやっていく部分、なかなか出しても普及しないというか、承知されている方がいないので、国でも努力しているんですが、なかなかいきません。ですから、この見せ方とか、周知の仕方については、私どももこれから皆さんのおしかりの言葉をいただきましたので、考えていきたいと思っております。

2つ目の、吸収量とか水力の話です。やはり戦後、山が荒れてきているということで森林の公益的機能、生命をはぐくむ力とか、水源の涵養ですとか、土砂崩落の防止ですとか、いろいろなものがございまして。そういう中で考えていくと、非常に長野県の観光の魅力の1つは自然の豊かな部分であったりするものですから、私どもも大切さということは十分認識しております。

吸収量、今、林野庁で再計算をしているそうです。日本が認められたのは、国際的には1,300万トンカーボントンですので、CO<sub>2</sub>に換算すると4,300万トンぐらいになるんでしょうか。その辺になりますけれども、その中で長野県はどのぐらいのというと、百数十万トンとか、200万トンぐらいは期待できるんです。ただできるから安心していいよということ言うべきではないだろうなというのが1つあると思います。長野県の持っているポテンシャルとして、それはベースに置いておいていただくことはいいことだと思うんですけども、それを吹聴という語弊がありますけれども、そういうようなことは承知の上で、自分たちでできる努力といったものに精力を傾けていった方がいいのではないかと。ですから、皆さんにこれだけありますよということはお話し申し上げたいと思いますし、水力とか、使える地場産の再生可能エネルギーといったものは満遍なくありますので、そういったものは有効に活用していくと、そういう考え方というのが必要だと考えております。

24時間営業等のお話も先ほどもありましたけれども、フランチャイズチェーンで、ホームページなんかをご覧いただいてもお分かりになると思います。9割ぐらいの方があってよかったと。9割ぐらいの方は無駄じゃないかと。大体10人のうち9人の皆さんが、あるといいけど、なくてもいいかなというぐらいの考え方のございまして、無駄なところにはつくらないでいいんじゃないの。それで当てにして生活している方もいらっしゃいますから、基本的には無駄とか、余計なことはすべて排除するという考え方に基づけば、24時間営業の店舗も減っていくんじゃないかなというふうに考えられます。

県民益という話で、長野県がそうやって取り組んでいると。例えば、光害で夜の星が見えなくなるといったような話もあつたりして、豊かな自然、緑が多い中で、夜は暗い夜空で星の観察にも向いていますよと、自然に恵まれて長野県に移住したいという方が増えてくるというのは、こういったものも併せて、いろいろな施策の積み重ねになるんじゃないかと思っております。ですから、これをしていくことによって、たぶんもっと今までにも増して魅力的な長野県のまちづくりというのは進むんじゃないかと思っておりますので、ご協力をお願いできれば大変ありがたいなというふうに思っています。

今、お名前分かりませんでした。教えていただくと幸いです。間伐材をすると吸収量が増すという、そういうアプローチ、努力したらこうなるとい

うような、そういう試算とかグラフはやっぱりできると思いますので、それは努力できるんじゃないでしょうか。

上條委員

それから、水力発電のことに言及されて、ダムを造ったらいいんじゃないかというご意見がありましたけど、皆さんどう思われますか。あの。

県 民

すみません。ダムを造ったらいいんじゃないかとは言っていません。名前を言うのを忘れました。私、 と申します。

ちょっとこういったことを申し上げたのは、ちょうど私どもの地元の方にも山があって、かなり山が荒れているものですから、そういったものをうまく活用できるような仕組みづくり、例えば、役場の人に聞いても、間伐が進まないのはなぜかと。木を切り出すのにお金がかかり過ぎるから出せないんですと。ただども、こういった条例の中で、例えば数値、数値というのは、今はうたうべきではないという話がありますけど、ぜひやっぱり数値は、国の基準じゃなくていいと思うんですよ。長野県独自で算出したらこうなりますよと。だから、長野県の場合はほとんど山と川なんですから、それを最大限活用したらこういうふうな数値が出せますよというようなものをぜひ、難しい話をしているかもしれないんですけど、検討していただきたいなと。

そうすることで、例えば、こういったさらに付加価値が付きますよというのがあれば、もっともっと間伐を進めようじゃないかとか、もっともっと水力の利用を考えてみようじゃないかというようなこともあるかもしれませんし、逆にそういうことで都会から人が移り住んでくるということもできるかもしれません。今、ボランティアで間伐をやりませんかと言うと、結構募集があるらしいです。特に長野県の場合は山間地帯へ行きますと、過疎化が進んでいますから、そういったことで都会からそういうようなことを興味を持っている人たちが来てくれたりということもできると思いますし、例えば、この場合はエネルギーの話にとらえますと、さっき中部電力さんの、いろんな送電線もあって、外から石油の電気とか、いろいろ入ってくるということもあるかもしれませんが、ここだけの潜在的な能力だけを見ますと、かなりの量を長野県内の電力だけをとっても、自然のエネルギーで賄うこともできると思います。そういったような試算も、せつかく条例の中でやっていくんですから、生活改善も1つですし、そういった地域をもっといろんな意味で、伐採を進めたりとか、自然エネルギーの利用を進めたりということで発展化させていこうというようなアプローチでも、ぜひ施策であったり、この先になるんでしょうか、規則になるのかもしれませんが、そういったところで示していただけるようなことを考えていただければなと思います。トータルで減ればいいというのが、たぶんこの条例の趣旨だと思っていますので。

以上でございます。すみません。

事務局

森林の話なんですけど、うろ覚えで申し訳ございません。林務部は森づくり条例の中で、私有林について、今後10年間ぐらいで25%ぐらい間伐等を進めていくと。今年度から個人のもので県が間伐できるような仕組みになりました。間伐を行って針広混交林、針葉樹と広葉樹とが混じった林、これが今の考えの中では健全な森林だということで、それを進めていきたいということでやっております。

ですから、先ほども言いましたように、森づくり、森林整備というのはもち

ろん大切なので、単独の条例がございます。それと連携を図っていきますということで、今回の条例には触れるだけで、その林務の方の専門の条例のほうにその部分はお任せしてあるということでご理解いただければと思います。

ですから、長野県は確かに本当にすごい、こんなに炭素を固定できちゃっていいのというぐらいすごい数字にたぶんなるんだと思います。山の中の天然林まですべて、人が踏み込めないようなところまで計算すれば、たぶん材積が増えたうちの、ウエートの半分が水で、その半分ぐらいは炭素になると思いますので、そうするとものすごい量を吸収しているというのは事実ですけども、そういった部分、健全な森づくりを進めていく中で活用、間伐したものをペレットにするとか、ガードレールで活用するとか、いろいろなやり方があると思いますので、皆様のご協力を得ながら、県外の方のボランティアでも助けいただければ、それは大変ありがたいことですので、そういった中で進めてまいりたいというふうに思っています。

そちらの女性の方、ちょっと先だったのでお願いします。

県 民

松本市民の といいます。

2つほどありまして、24時間営業のことですけれども、ある意味ライフスタイルをこれから変えていくということで条例の中で提案していきたい、ということ、私は大賛成で、15年ほど前にイギリスに行ったときに、とにかく5時を過ぎてしまったら、もうお店がないんですね。とにかくないんです。日本の感覚ですと、7時、8時くらいまでスーパーがあったりするものですから、のんびりしていると、5時を過ぎちゃうともうないですよ。すごい国だなと思いましたね。

その後、マスコミを通じてですけれども、イギリスでもだんだんそういう時間が延長するような方向にどうもなっているようで、とてもある意味残念だなと、そういうところが1つの暮らし方の基準になるんじゃないかと私は思っていたんですけれども、だから、そういう意味で、もう1回地球温暖化という観点で、私たちの暮らし方を地球的規模でやっぱり考えていきたいと。今、イギリスが今どうなっているかは分かりませんが、あの時点ではとにかくすごい国だなというふうに思いました。日本もやっぱりこういう暮らし方を取り戻す方向に行くべきじゃないかと、既にそのときに思いました。

ところが、そのうちどっとコンビニができてしまったり、スーパーが24時間化してしまったり、何ていうことになってきているんだろうと、とても残念に思っているところなので、ぜひ条例の中でライフスタイルもこれから問うという形でやっていけたらいいかなというふうに思っています。

それと、もう一つは、これはあくまで県の段階のものであって、市町村、地方分権化の中で、県と市町村は同等なんだと、それはそういうところで、ぜひ県はこれを推進して、条例化していくんですけれども、市町村はどうなっているかということですね。宣伝が足りないんじゃないかということが先ほどから出ていましたけれども、県はこうするよというのは確かに大切なんですけれども、やっぱり市町村レベルでも制定するということが私は大切なことじゃないかなと。

というのは、例えば、都市計画法なんかは地方分権法の中で、今までは都市計画の場合、長野県知事の、最終的には都市計画地方審議会の中で決定されていたわけですけれども、2000年のそれ以降、特例市なんかほとんど県と同

等ですから、長野なり、松本なりは、もうほとんど各市の都市計画審議会で土地利用の問題等も決められていくということですので、そうなりますと、地球温暖化というのは、CO<sub>2</sub>の排出量だけの問題じゃなくて、土地利用の問題とも密接に絡んでくると思っています。

緑が消えていくと、コンクリートやそういう、知らず知らずのうちに身の回りがなくなってしまっているという、そういうところでやはり都市計画の問題、土地利用の問題と私は大きく一方で結び付いているというふうに思っていますので、縦割りじゃなくて、1つの行政の中でも、組織の中でも、県の中でも、例えば、これは地球環境課だけじゃなくて、土木建設部あるいは農政、そういうところとのユニットですか、まさに県が組織替えをしています、そのユニットという考え方でこの条例も生かして欲しい、横のつながりの中でそれぞれの部局との関連の中で、そうしないと生きていけないんじゃないかと、1つの部局だけでは、というふうに思っています。そういう意味でもぜひ市町村レベルにこの条例の制定を働きかけてほしいというふうに私は思っております。

松本市は、ある議員さんが一生懸命、松本市でも地球温暖化条例をというふうに言っていますが、ほとんどその気にはなかなかないんじゃないかというふうに思っていますので、やはり県のレベルから各市町村にも制定するようにというふうに働きかけていただけたらいいかなと思っています。

## 事務局

ご意見をいただきまして、市町村レベルの条例というのは、確かに市町村が必要を感じたらやっていただくことだと思っております。それで、実は市町村の事務事業について計画を立てなさいというのが、温暖化対策の推進法というのがありまして、そこでうたわれているんですけども、長野県下、昨年までにその計画、市町村の事務事業の計画を立てているのは19の市町村です。今度、ことし9つだから、20から30ぐらいになるばかりで、とても市町村の事務事業にすら踏み込んでいないというのが実情でございまして、県民計画と同じような推進計画、地域推進計画というのを持っているのは、長野県内では飯田市1市だけです。

ですから、市町村の意識の高まりがどうなのかという部分がございまして、今年、ここにも担当が来ていますけれども、県の実行計画、率先実行計画というのと一緒にしまして、全機関でやるということで、県内の県機関と、そこに伺ったときに、地元の市町村の担当者に来ていただいて、実行計画の策定のやり方とか、必要性というのを説明しています。皮切りに県下何市かに行きますけれども、今途上でございまして、そういうことで市町村の担当者の意識が高まってくれば、そういったところに踏み込んでいけるのかなと。変な言い方ですが、なかなか日々の業務に追われていて、そういったところに手が付かないという実情もあるんじゃないかと思います。ですから、県の計画、この条例の動きとか、あと、そういう説明をしていますので、皆さんでお考えをいただいて取り組んでいただければ非常にありがたいというか、ご希望される方向に進んでいくんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど都市計画のお話もございましたが、私どももまちづくりにつながって、例えばコンパクトシティー、職住接近ですとか、そういうようなことが必要になってくるのかなと。たぶん皆さんご存じないかもしれませんが、都市計画のほうでマスタープランというのを昨年ですが、法律に義務付けられてい

まして、全部作っております。三層に、県計画、地域計画と市町村計画ですか、そんなようなのを昨年の春ぐらいまでに作れということになっておりまして、全部ご意見を承った上で作っていると思います。そのときに各部局に相議がありまして、各部局でそれぞれの意見を申し上げております。

温暖化についても県の庁内にはコーディネーターという関連するところ、縦割りじゃなくて、横に関連しているものですから、各部局にそういうコーディネーターという方を置いて、そういう方たちと連携を取りながら、部局横断の施策の話は進めております。ですから、それが十分であるかどうかというのはまた検証したり、皆さんからご意見を承わらなければいけないと思いますけれども、今はそういうような状況でやっております。今後、やっていくときに、確かに建ぺい率ですとか、登記法ですとか、いろいろ絡んでまいります。建築基準法ですとか、みんな絡んでまいりますので、その辺はプロで業務をやっている技術の者もおりますので、その辺とは十分話をする中でご要望の事項について検討してまいりたいというように思っています。今までもやっているんですが、中の話ですので、見えないことは止むを得ないのかなと思いますけど、一応それなりに考えてはいるつもりです。申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。

前の方、どうぞ。

県 民

すみません。あまり時間がないので、簡単に申し上げますけど、3点ほど、ちょっと意見を申し上げます。松本市の と申します。温暖化防止法活動推進員をしております。

12 ページの推進体制の中に、県、市町村、それから温暖化防止の活動推進センター、地域温暖化防止活動推進員、それから地球温暖化対策地域協議会と、体制としてこういう組織がありますけれども、この中で、地球温暖化対策地域協議会については、市町村単位でこういうものをつくるということになっているんですが、実態としてはまだこの協議会が組織としてなっているところは非常に少ないわけでございます。そのほかのものは既存のものとしてあるわけですが、この辺については努力義務じゃなくて、義務付けを明確に出すべきじゃないかなと思います。やっぱり体制をこういうふうにしっかりしないと、実態として動きが非常に鈍くなって、お題目で終わってしまうという可能性があるんじゃないかなと思います。それが1点です。

それから、もう一つは、環境教育に関して、おざなりの形で環境教育、環境学習を推進しますというような表現になっているんですけども、やはり 2050 年、10 年、20 年先の子供のことを考えたら、やっぱり子供たちに対する教育というのは非常に大事じゃないかなと思っておりますので、この辺に対する環境教育に関する教育カリキュラムの作成というようなものを、これも努力義務じゃなくて、義務付けをするべきじゃないかなという感触を持っております。それが2点目です。

あと1点は、事業活動に対する対策として、これからいろいろ一定規模以上というような形で義務付けを定めていこうかと思われるんですが、例えば、国の定めよりも強いといいますが、細かいメッシュをかけるべきではないかなと思います。例えば、エネルギー使用量が原油換算で、省エネ法では年間1,500k というような数字が出ておりますけども、長野県では、例えばそれを1,000 k にするとか、よりきめの細かいメッシュでやったほうがより効果的じゃな

いかなという感じがします。  
以上、3点でございます。

事務局

それじゃ、もう1人の方、ご質問を受け付けて、まとめてお答えするという形をお願いします。

県民

市役所の と申します。3つほどあります。

1つは、12 ページの今言った地球温暖化対策地域協議会ですけれども、これはたぶん国の大綱で出ている地域協議会とどういう関係があるのか、国の、いわゆる環境省ですね、地球温暖化防止地域協議会との関係をちょっと聞きたいというのが1つです。

それから、これは意見ですけれども、先ほどもいわゆる市町村別の排出量が分からないということだったんですが、私どもで、実はこういうふうに研究がありますが、なかなか難しいのが実情です。それで、私どもで県の方に要望していたんですけれども、何%くらい減るか、これをやったら6%とか何%かという、そういう目標を、総量は分かりませんが、これだけやると何%減るというような、そんなような目標といえますか、そういうものを作ってもらいたいということで、前からそれが要望してありますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

それから、私ども、実は、今年の6月に市民ネットという、いわゆる環境の、地球温暖化防止に関する市民組織であるとか、外部のネットワークの協議会をつくりました。今のところは市が負担金を出しているだけなんですけれども、そういうのにも県の方で資金的なバックアップをできるようなことをお聞きしたいというふうに思っております。

今いろいろな意見がありましたけれども、24 時間営業に関して言えば、これを減らすことによって、例えば、夜間の犯罪、夜間人が動くということによって、当然犯罪のリスクが増すというような、そういう問題もあります。それから、これは変な話ですが、前回の説明の後、暖房、いわゆる夜間営業していない、例えば島ですね。私、先々月に屋久島に行ったんですけど、屋久島とか、式根島とか、そういうところの出生率が約2.0に近いんですよ。100人当たりの出生率が。変な話ですが、やはり夜はちゃんとした普通の生活をするということが、基本的にはそういうことが必要だろうというふうに私は思うですね、変な話ですけれども。今のような都会地は便利になればなるほど、実はマイナス効果が出ているんだと、そんなようなことも全体的に含めて、県全体が部局を超えてやっていただけたらというふうに思えます。

以上です。

事務局

もう時間も来ていますので、このお話について、お話しするだけでということになるのか、ちょっと分かりません。地域協議会の義務付けをということなんですけれども、地域協議会、さんの方からも言われました対策協議会というのは、一応温対法で定める地域協議会で、再掲してあるということでございますが、この規定について何ら環境省の方でもありません。どういうものをもって地域協議会というかというような部分の定義までないものですから、義務付けをというお話もいただいていたんですけど、定義のないものを義務付けというのは非常に難しいのかなというように考えております。

市町村サイズでなくても、地域協議会というのは、同じ考えをお持ちの方が

お集まりいただければいいのでということで、長野県下で環境省に登録したのが3団体ぐらいですか、登録してなくてというのも含めると5つ、6つございますけれども、県単位ぐらいの地域協議会から市町村単位といったものまでいろいろなところですよ。ですから、非常に難しい状況なのかなと思います。

1点教えていただきたいんですが、環境教育のカリキュラムの義務付けはどこへの義務付けのお話ということで承ればよろしいのでしょうか。

県 民

その辺は、私もちょっと具体的にはこれだという確信はないんですけども、やはり学校への働きかけで、週に例えば1時間ぐらい、週にでも、月にでもいいんですけども、そういう環境学習の時間を確実に確保するというようなことでどうかなと思っているんですが。

事務局

分かりました。環境学習の、教育委員会なんか話を聞きますと、そういう時間は設定されていないと。ただ、全体、学習指導要領というんですか、その全体に環境というラップがされていると。時間はないけど、環境という切り口というような、全体にそういうようなものを当てはめてあるんですよという話なんです。そんなようなことがありまして、また私どもも関係の団体と相談する中で、環境学習を進めていくのに必要なテキストですとか、それらの作成からちょっと検討していきたいということ、事業の中で今考えております。教育委員会も中に入れて、一緒に検討していただこうと思って考えておりますので、カリキュラムの義務付けということではできないかもしれませんが、何らかの形で成果を出したいというように考えています。

もっと細かくという、先ほどのエネルギー使用の部分については、委員さん方にもお聞きいただいておりますので、ご意見を煮詰めていく中で検討させていただくことになると思います。

あと、さんのお話、各種団体の活動の支援ということで、財政的なお話もいただきました。県もNPOの活動の支援というのがありますし、あと、県に限らず、各種団体、例えば環境保全協会でも団体の支援といったような制度があります。財政的な支援もありまして、それらのものを活用していただく中で、こういう温暖化対策という切り口だけで何かやる必要があるのかどうか、今も県費を出して（長野県地球温暖化防止活動推進）センターにお願いしている部分もあります。ですから、団体に対する、金額が足りないというお話なのか、もっと幅広く制度的に立ち上げるというのか、また、コモンズ支援金では足りないのかとか、いろいろなシステムを考えていく中で、またちょっとお話を伺って、対応できる部分は対応していきたいと思っております。

そのようなことで、データですとか、データの収集ですとか、施策の推進というのやはり部局連携ということで、私どもだけじゃなくて、全体で進めていきますし、その際には、やはり皆さんの意見というものをよく聞けるような耳を持たなければいけないと思っています。ですから、こういう機会に限らず、また、地域に出掛けていっては皆さんのご意見を承りたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひできたらというように思います。

時間が相当延びてしまったので、これでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

それでは、これをもちまして地球温暖化対策条例、仮称でございます、骨子の説明会、松本会場を閉じさせていただきます。本日は、お忙しいところどう

もありがとうございました。

( 議事録中の                      の部分は確認できなかった部分です。 )